明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一三〇）　一

〔告　示〕

○発酵乳・乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（**公正取引委・消費者庁**一六）　七

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき公告国際テロリストの指定の有効期間を延長する件（**国家公安委**五四）　九

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（**財務**二八〇）　二

○消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する件（**厚生労働**三七一）　五

○消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部を改正する件（**同**三七二）　三

○建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する件（**国土交通**一二一四）　三七

〔公　告〕

諸事項

官庁
所在不明の賃貸住宅管理業者関係　四六

裁判所
破産、免責、再生関係　四九

特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更、弁理士登録、企業年金基金設立関係　五三

地方公共団体
行旅死亡人、特定空家等の除去命令、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　五五

会社その他
会社決算公告　五六

省令

○厚生労働省令第百三十号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第三十一条の七、第五十条の五第二号、第五十条の六、第五十条の七、第五十条の十一第一項、第五十三条の二第一項及び第九十六条の三の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月二十九日

厚生労働大臣　根本　匠